

### ③ 海域生態系

分類	主な意見の概要	事業者の見解
海域生態系	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「サンゴ礁」とは、造礁生物によって作られた地形・地質構造物であり、海面すれすれの平坦な海中地形と沖に向かって深まる斜面からなる。「サンゴ礁生態系」は、そのサンゴ礁内に成立した、造礁サンゴ優先域、海草藻場、岩礁池、砂地全てを含む系を言う。しかし、準備書では、一部の造礁サンゴ優先域のみを指して「サンゴ礁」や「サンゴ礁生態系」と呼んでいる。これは、用語本来の意味と異なる恣意的解釈であり用法を誤っている。</li> <li>・白保のサンゴ礁を正しく認識しているとはいえず、このまま空港建設を行えば、その劣化は免れない、白保サンゴ生態系に現在以上の負荷を与えることはさけるべき。</li> </ul>	<p>当該海域は、造礁サンゴ・海藻草類（藻場）、岩礁域、砂浜域等を基盤とする海域空間が複雑に関係する生態系で成り立っています。これらの基盤とそこに生息する生物の関係から、海域生態系の構造と機能を把握するために、基盤をそれぞれ類型区分し、準備書では、造礁サンゴ類が優占する場所を「サンゴ礁生態系」として表記しました。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サンゴ礁保全のためには、1年に数回発生する豪雨流出時の測定値で評価しないは誤りではないか。</li> <li>・適切な確率降雨を想定したうえで、轟川へ付加される赤土の総量を考慮し、赤土の濁りと堆積がサンゴ礁生態系へ及ぼす影響を予測・評価する必要がある。</li> </ul>	<p>海域での水の濁りの予測にあたっては、工事による寄与分を計算し、その結果を用いて予測を行っています。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事中や完成後に赤土を含む濁水が流入したり、地下水が枯渇したりすることが懸念され、「白保サンゴ礁への影響がほとんどないと考えられる」との評価は疑問。</li> <li>・事業により発生する濁水の処理水は、轟川河口周辺に限られその濃度も低いことから、海の活動におよぼす変化はないというのはいかなるような検証によるものか明確にされていない。</li> <li>・赤土の堆積によるサンゴ礁生態系への影響について、赤土の堆積下でサンゴ幼生の定着率が低下することを明らかにしており、懸濁だけでなく堆積についても考慮する必要がある。</li> <li>・記載されている様々な環境要素について、調査結果が正しく記載されていない。好都合なまとめをしている。排水処理において、放流水数値がどのようなものが不明確である。工事期間中の影響をも含めて、サンゴ礁環境への影響度合いが記述されていないことから適切な評価が行われたとは言えない。</li> <li>・海域の保全措置が工事中の赤土対策と供用後の水質の2点に限定されており、その他の海域影響の考察がない。海域の生物多様性の保全は本地点で事業を実施する上で最も重要な点であり十分な検討を行ってほしい。</li> </ul>	<p>工事中には濁水を工事区域外へ流出させない対策を講ずることで、濁水処理機の処理水を放流した場合でも海域のSS濃度の寄与は0.01mg/Lとなること、また、飛行場の存在及び供用時においても合併式浄化槽でばつき処理し、COD15mg/L以下で排出することで海域のCOD濃度の寄与は、0.01～0.02mg/L程度に抑えることなど海域環境への影響を回避・低減させる対策を講じ、サンゴ礁、海草藻場などへの影響を回避・低減しますので、海域生態系の基盤環境であるサンゴ礁、海草藻場の生息状況の変化はほとんどないと評価しました。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サンゴ礁の海の保全を考えるなら、工事実施中の工事区域内の濁水を全国一律の基準を使うのはおかしいのではないかと。対象事業の特性に合わせた基準を設定すべきではないか。</li> <li>・サンゴ礁環境への影響をくい止めることが本事業の重要な目的であるならば単なる環境基準を超えた対策が必要。</li> </ul>	<p>工事区域から濁水の処理水が発生する場合、濁水処理の基準は、サンゴ礁海域であることを考慮し、沖縄県赤土等防止条例で定められているSS濃度200mg/Lより小さい25mg/L以下としていますので、海域に及ぼす影響は小さいと予測しています。</p>